

岩手県告示第 861 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨大船渡市長から届出があった。

平成 18 年 8 月 25 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 大船渡市大船渡町字下船渡に編入する区域

大船渡市大船渡町字下船渡 115、字宮ノ前 97、111 に隣接する公有水面埋立地 787.04 平方メートル

2 大船渡市三陸町綾里字八ヶ森に編入する区域

（1）大船渡市三陸町綾里字八ヶ森 146 に隣接する公有水面埋立地 335.58 平方メートル

（2）大船渡市三陸町綾里字八ヶ森 146 に隣接する公有水面埋立地 3.31 平方メートル

3 大船渡市三陸町吉浜字根白に編入する区域

大船渡市三陸町吉浜字根白 70 及び 156、157 の地先の公有水面埋立地 2,386.80 平方メートル

備考 関係図面は、大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。